産業廃棄物処理業者の皆さまへ

産業廃棄物処理業者

(最終処分場・中間処理施設・収集・運搬)

賠償責任保険のご案内

皆さまの信用と責任のために



公益社団法人 全国産業資源循環連合会取扱幹事代理店 株式会社日興ライフデザイン引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

産業廃棄物処理業者賠償責任保険について

「産業廃棄物処理業者賠償責任保険」は、契約者を公益社団法人全国産業資源循環連合会とした、賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、生産物特約条項等各種特約等をセットしたものです。)のペットネームです。

本保険の特色

- 1. 本保険は全国産業資源循環連合会を契約者、会員の皆さまを加入者とした損保ジャパンの賠償責任保険(公益社団法人全国産業資源循環連合会追加条項セット)の団体契約です。
- 2. 保険料は全額損金処理できます。(注1)
- 3. 事故が起きたときの損害賠償金はもちろん訴訟費用、弁護士報酬なども補償されます。
- 4. 使用中の処理施設だけでなく、覆土し、閉鎖した最終処分場についても**埋立処分終了届出後5年以内の施設は この制度の対象**にすることができます。

(ただし、管理型施設については施設閉鎖後も水処理装置を運転していることが条件です。)

- 5. 産業廃棄物処理業者賠償責任保険加入依頼書(以下、「加入依頼書」といいます。)記載の処理施設内での<mark>産業廃棄物収容作業中の事故ならびに</mark>加入依頼書記載の移動式処理施設による産業廃棄物収容作業中の事故も 補償されます。
- 6. 回収業務(注2)を補償の対象に含めるオプション(請負業者特約条項)もご用意しております。補償をご希望の方は加入依頼書にご記載をいただき、回収業務に使用する車の情報をご申告ください。

(注1)今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理については税理士にご相談ください。 (注2)回収業務とは、産業廃棄物の収集および運搬業務をいいます。

目次

C, 0 0 13, 1 - 0 15, 1 - 2 - 0 - 0	
本保険の対象者	3
対象となる処理施設・業者	3
保険金をお支払いする場合	3
保険金をお支払いできない主な場合	∠
お支払いする保険金の種類	6
事故が起きたら	7
保険金額および自己負担額(中間処理施設・最終処分場).	7
保険金額および自己負担額(収集・運搬のみ)	8
保険期間	8
保険料一覧表	9
最低保険料	12
中途でのご加入・脱退	12
ご加入手続および保険料のお払込み	12
ご加入時における注意事項(告知事項)	13

保険料払込期日	13
加入依頼書送付先	13
保険料振込口座	13
加入者証について	13
収集・運搬に使用する車両に変更が発生した場合	13
本保険連絡窓□	14
施設管理者賠償責任保険のあらまし	15
生産物賠償責任保険のあらまし	17
請負業者賠償責任保険のあらまし	19
ご注意	21
ご加入にあたってのご注意	22
万一事故にあわれたら	22
問い合わせ先	裏表紙

こんな時にお役に立ちます

中間処理施設・最終処分場保有企業の皆さま

【基本契約】

本制度の基本契約は、損保ジャパンの賠償責任保 険普通保険約款に、施設所有管理者、生産物の各特 約および公益社団法人全国産業資源循環連合会追 加条項等をセットしたものです。

- ■産業廃棄物処理施設での業務に起因して他人に ケガをさせたり、他人のものを壊したため、法律 上の賠償責任を負担した場合に、保険金をお支 払いします。
- ■施設内で、構内専用作業車にて作業を行っていた際に、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したため、法律上の賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

事故例





処理施設のえん堤が不備であったため に倒壊し、隣接する他人の家に被害を 与えた。 重機で作業中に誤って業者さんのト ラックにぶつけてしまった。

収集・運搬業も行っている場合

【収集・運搬オプション】

■オプションにて、請負業者特約にご加入いただき、収集・ 運搬業務に起因して他人にケガをさせたり、他人のもの を壊したため、法律上の賠償責任を負担した場合に、保 険金をお支払いします。

事故例



廃棄物回収中に通行人に衝突し、ケガを負わせてしまった。

収集・運搬業のみ行われている企業の皆さま

【基本契約】

本制度の基本契約は、損保ジャパンの賠償責任保険 普通保険約款に、施設所有管理者、生産物、請負業 者の各特約および公益社団法人全国産業資源循環 連合会追加条項等をセットしたものです。

- ■産業廃棄物回収・運搬業務に起因して他人にケガをさせたり、他人のものを壊したため、法律上の 賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。
- ※自動車の使用・所有・運行に起因する賠償責任 については、自賠責保険や自動車保険を優先して お支払いします。

事故例



廃棄物回収中に通行人に衝突し、 ケガを負わせてしまった。



廃棄物を回収し、処理施設に積み込んだが、積み込みに不備があったため、廃棄物が落下、処理施設の従業員にケガを負わせてしまった。

本保険の対象者(記名被保険者(保険の補償を受けられる方で加入依頼書の加入依頼人欄に記載される方))

公益社団法人全国産業資源循環連合会傘下の産業廃棄物処理業者とします。(その業者の役員や従業員も被保険者(保険の補償を受けられる方)*となります。)

連合会傘下の産業廃棄物処理業者とは、連合会の正会員である各地方団体の会員、もしくは連合会の賛助会員をいいます。

産業廃棄物処理業者…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第14条または第14条の4に基づいて都道府県知事または政令市長の許可を受けた処理業者であって最終処分場または中間処理施設を有する業者をいいます。 ※被保険者(保険の補償を受けられる方)は次の①および②に掲げる者とします。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の使用人など*。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。
 - *記名被保険者の使用人などとは、次のアからウまでに掲げる者をいいます。
 - ア. 記名被保険者の役員および使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員および使用人

対象となる処理施設・業者

記名被保険者が所有・使用もしくは管理する最終処分場、中間処理施設*1(収集・運搬業者・移動式を含みます。)が対象となります。 また、施設外での回収業務については、回収にご使用になられているお車の登録番号等をご申告いただき、お申込になられた加入 者のみ対象となります。収集・運搬のみ行われている業者についても対象となります。

ただし、閉鎖*2された最終処分場については、保険加入時に、埋立処分終了届出後5年以内であるものにかぎります。

- *1 処理の後、埋立処分されるか再生利用されるかを問わず、廃棄物の減量、中和などの中間処理を行う施設をいいます。
- *2 廃棄物処理法関係法令に定める基準に適合する閉鎖を行い、埋立処分が終了したことを都道府県知事に届け出た時をいいます。

保険金をお支払いする場合

被保険者が、加入依頼書記載の処理施設(移動式処理施設を含みます。)または産業廃棄物収容作業によって生じた偶然な事故(施設所有管理者賠償責任リスク)、完成した作業に起因する偶然な事故(生産物賠償責任リスク)により、他人の身体に障害*を与え、または他人の財物を滅失、き損、汚損(以下、財物の損壊といいます。)したことにつき、法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について保険金をお支払いします(ただし、公共水域への石油物質の排出による損害については本保険ではお支払いできません。)。

*人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合、および亡くなられた場合を含みます。

例えば次のような事故であって後記(P4·5)「保険金をお支払いできない主な場合」に挙げられた事由に該当されない場合に保険金をお支払いします。

1. 処理施設(移動式処理施設を含みます。)または産業廃棄物収容作業に起因する事故

- ①処理施設に生じた故障や破損により、浸出汚水が発生し、農作物に被害を与えた。また、この浸出汚水により汚染された井戸水を 摂取した住民が病気になり入院した。
- ②浄化装置の故障が原因で河川を汚染し、その結果農作物や養魚場の魚に損害を与えた。
- ③処理施設の柵などが倒れていたり、こわれていたため侵入した子供が転落し大ケガをした。
- ④処理施設のえん堤が不備であったため崩壊し、隣接する他人の畑の農作物に被害を与えた。
- ⑤処理施設内に敷設した鉄板の取付けが不備であったため、その上を走行した運搬業者のダンプが横転し運転手がケガをした。 (運転手が記名被保険者の従業員の場合はお支払いできません。)
- ⑥処理施設よりメタンガスが発生し、地下を通って近くの民家などの地下に充満し爆発した。
- ②処理施設が満杯になったため覆土し、その後も水処理装置を運転していたが、装置の故障により土壌または井戸水を汚染した。

- ⑧焼却炉が爆発して通行人がケガをした。
- ⑨焼却炉が故障して未焼却の廃棄物が噴出し、農作物に損害を与えた。
- ※排出事業場内作業中の移動式処理施設の事故に関しては、第三者に与えた損害とその処理作業との間に明確な因果関係が確認される場合にかぎり補償します。
- ※移動式処理施設作業中の事故に関して、自賠責保険に加入すべきもの、または任意保険に加入されている場合は、損害額がそれらの保険で支払われる保険金の額を超過する場合にかぎり、超過額について補償します。

2. 構内専用作業車*に起因する事故

- ○処理施設内にて機械作業中、侵入してきた子供に誤ってケガをさせたり、運搬業者のトラックに接触し損害を与えた。
 - *処理施設のうち不特定多数の者が出入りを禁止されている構内のみで使用される自動車をいいます。 (作業機械で自賠責保険に加入すべきもの、または任意保険を契約されている場合は、損害額がそれらの保険で支払われる保険金の額を超過する場合にかぎり、超過額について補償します。)
- 3. 第三者の土壌および水の使用不能損害、井戸の再掘削費用および土地の改良費用および水の浄化清掃費用に対する損害賠償責任(ただし、公共水域への石油物質の排出による損害については本保険ではお支払いできません。)

(支払限度額につきましては、P7を参照ください。)

- ①前記1.のような事故 (注) で他人が所有する水 (井戸・釣り堀など) を汚染した結果、住民が飲用水として使えなくなったため、井戸を再掘削したり、代替水源を確保するなど (例えば、水道を引いた。) の損害を与えた。
- ②前記1.のような事故で農地を汚染した結果、耕作が不可能になり農家に休業損害を与えた。
- ③前記1.のような事故で他人が所有する土壌または水を汚染したため、土地の改良費用または水の浄化清掃費用を負担した。
 - (注)不測かつ突発的に発生した土壌または水の汚染が対象となります。
- ※本保険では、加入者証に記載された遡及日(本保険に最初に加入された日。脱退された後で再加入された場合は再加入された日)以降に発生した身体の障害、財物の損壊について、被保険者に対し、保険期間中に損害賠償の請求がなされた場合に かぎり、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は保険金をお支払いできません。

【賠償責任保険共通の免責事項】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する 賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑧原子核反応または原子核の崩壊
- ⑨石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ⑩汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ①専門職業危険
 - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任

- ・ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ⑩記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物(ただし昇降機に積載した他人の財物を除きます。)をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物

など

【産業廃棄物処理業者賠償責任保険固有(公益社団法人全国産業資源循環連合会追加条項)の免責事項】

- (1)①保険契約者もしくは記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任。ただし、請負業者特約条項がセットされている場合は、損保ジャパンは、この規定を適用しません。
- (2) 損保ジャパンは、普通約款ならびにこの保険契約に付帯する特約条項および他の追加条項にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩に掲げる事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①地盤沈下
 - ②河川、湖沼等を汚染した場合における漁業権侵害
 - ③悪臭の発生、鼠類または害虫の発生
 - ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の3(改善命令)の改善命令または第19条の4(措置命令)の措置命令違反
 - ⑤被保険者の故意または重大な過失による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)またはそれに関連する令、施行規則、基準もしくは命令への違反(注1)
 - ⑥産業廃棄物処理施設が管理型最終処分場である場合に、施設閉鎖後、被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転(注2)
 - ⑦石綿の処理
 - 8医療系廃棄物の処理
 - ⑨土壌または水を汚染した場合における土地の改良費用または水の清掃費用(注3)
 - ⑩記名被保険者が所有、使用または管理する加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故(注4)。ただし、請負特約に加入している記名被保険者が行う産業廃棄物収容業務を除きます。

(注1)違反

ただし、記名被保険者の使用人については、それによってその者が被る損害にかぎります。

(注2)被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転

ただし、記名被保険者以外の被保険者について保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

(注3)土地の改良費用または水の清掃費用

ただし、土壌または水の汚染が、不測かつ突発的な事故により生じた場合は、この規定を適用しません。

(注4)加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故 この場合においては、施設特約第2条(保険金を支払わない場合)②(注2)の規定は適用しません。

お支払いする保険金の種類

1. 損害賠償金

損害賠償請求権者(被害者)に対して支払った賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

①身体賠償の場合

治療費、入院費、慰謝料、休業補償費など

②財物賠償の場合

滅失、き損、汚損した物の賠償額(破損した物の修理費、修理がきかない場合その物の時価額*を限度にお支払いします。) *同等の物を新たに購入するのに必要な額から使用による消耗分を差し引いた額になります。

2. 損害防止費用

事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用(緊急措置費用は除きます。)のうち必要または有益であった費用です。

3. 権利保全行使費用

第三者(記名被保険者およびその下請人ならびにこれらの者の役員・使用人を除きます。)に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。

4. 争訟費用

損害賠償の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士報酬などです。損害賠償金の額が保険金額を超過する場合は、争訴費用の額に「保険金額の損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、損保ジャパンの書面による同意が必要です。

5. 協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて被保険者がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。

6. 緊急措置費用

前記1.に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任保険がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用です。

7. 事故対応特別費用

前記1.~6.の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の精査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

8. 第三者医療費用保険金

業務遂行による事故、所有または貸借する施設もしくはその施設に隣接する道路上での事故、または製品または完成もしくは引き渡した作業が原因の事故により第三者(記名被保険者およびその下請人ならびにこれらの者の役員・使用人を除きます。)に身体の障害が発生した場合、損害賠償責任の有無にかかわらず支出した医療費用または葬祭費用です。被保険者1名について50万円を限度、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、損保ジャパンの同意が必要です。

【ご注意】第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、すでにお支払いした第三者医療費用は「損害賠償金」に充当されます。

9. 被害者对応費用(対人見舞費用・対物臨時費用)

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用です。下記の表の額を限度額とします。なお、これらの費用の支出にあたっては、損保ジャパンの書面による同意が必要です。

支払限度額					
被害者1名(法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合:10万円 死亡以外の場合:2万円			
	対物臨時費用	2万円			
保険期間中 1,000万円					

事故が起きたら

万一事故が発生した場合には、ただちにご加入後にお届けする加入証に記載の取扱代理店または損保ジャパン 埼玉保険金サービス部 埼玉火災新種保険金サービス課(電話番号048-648-6006 土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)までご連絡ください。 ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。 なお、被害者からの損害賠償請求に対して、被保険者がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に損保ジャパンにご連絡ください。 もし損保ジャパンの承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

保険金額および自己負担額(中間処理施設・最終処分場)

	施設所有管理者賠償責任リスク 生産物(仕事の結果)にかかる賠 償責任リスク 保 (身体賠償・財物賠償共通)		ご加入プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
		期間中	2億円*	5億円*	10億円*	10億円*	
	保 (身体賠償・財物賠償共通) 金 土壌・水の使用不能損害、井戸の		1事故	200万円* 1,000万円			1,000万円*
	再掘削費用および土地の改良費 用および水の浄化清掃費用に対する賠償責任		期間中		1,000)万円*	
	自己負担額			1事	事故につき10万	円*	

^{*}前記P6「お支払いする保険金の種類」1.から6.までの合計額に適用します。

収集・運搬に関する保険金額

保険金額	請負業務にかかる賠償責任 リスク	1事故 期間中	1億円
	自己負担額		なし

保険金額および自己負担額(収集・運搬のみ)

	施設所有管理者賠償責任リスク 生産物(仕事の結果)にかかる賠	収集・運搬業専業プラン		
/[賞責任リスク (身体賠償・財物賠償共通)	1事故期間中	1億円	
保険金額	請負業務にかかる賠償責任 リスク	「争政規同中		
	土壌・水の使用不能損害、井戸の 再掘削費用および土地の改良費 用および水の浄化清掃費用に対 する賠償責任	1事故	200万円*	
		期間中	1,000万円*	
	自己負担額		なし	

[※]パンフレットP6「お支払いする保険金の種類」1.から6.までの合計額に適用します。

保険期間

- 1. 保険期間は、2023年4月1日午後4時から2024年4月1日午後4時まで1年間です。(この保険期間中に損害賠償の請求がなされた場合に保険金をお支払いします。ただし、本保険に最初に加入された日以降に発生した事故による身体の障害、財物の滅失、き損、汚損による損害賠償請求にかぎります。詳しくは前記P4 ※にてご確認ください。)
- 2. 本保険に中途からご加入いただく方の保険期間は、中途加入申込締切日(毎月25日)の翌月1日午後4時から2024年4月 1日午後4時までです。
- 3. 中途で本保険より脱退される場合、脱退日(解約日)当日から本保険の補償はなくなります。

保険料一覧表

本保険の保険料は年一括払とします。

◆保険料算出の基礎は許可証記載の1日あたりの処理能力となりますので、保険料算出の際には必ず許可証をご用意ください。 (ただし、同時に再生処理を行う場合はその1日あたりの処理能力を含めます。)

I. 中間処理施設の場合 施設別の年間保険料(1日の処理能力)

					C.10億F	円プラン	移動式処理施設
	処理分類 廃棄物処理法15条 施行令7条施設区分		A.2億円プラン	B.5億円プラン	通常	設置許可有の 施設 ^(注)	割増(移動式の 場合、左記保険 料に下記を加算)
А	汚でい脱水施設	第1号					
В	汚でい乾燥施設(天日・機械)	第2号					
С	汚でい焼却施設	第3号	600円/㎡	970円/㎡	1,320円/㎡	1,080円/㎡	60円/㎡
D	廃油の油水分離・蒸留施設	第4号					
Е	廃油焼却施設	第5号					
F	廃酸、廃アルカリ中和・ 電解施設	第6号	830円/㎡	1,350円/㎡	1,830円/㎡	1,490円/㎡	80円/㎡
G	廃プラスチック類破砕・ 圧縮・切断施設	第7号	450円/t	730円/t	990円/t	810円/t	50円/t
Н	廃プラスチック類の 焼却施設	第8号	860円/t	1,380円/t	1,890円/t	1,550円/t	90円/t
I	木くずまたは瓦礫類の 破砕・圧縮・切断施設	第8号の2	450円/t	730円/t	990円/t	810円/t	50円/t
J	有害物質を含む汚でいの コンクリート固定化施設	第9号	600円/㎡	970円/㎡	1,320円/㎡	1,080円/㎡	60円/㎡
K	水銀またはその化合物を 含む汚でいのばい焼施設	第10号					
L	汚でい、廃酸または廃アルカ リに含まれるシアン化合物の 分解施設	第11号	12,480円/t	20,270円/t	27,460円/t	22,460円/t	1,250円/t
M	上記の処理分類C·E·H、及びポリ塩化ビニフェル(PCB)処理物以外の焼却施設	第13号の2	600円/t	970円/t	1,320円/t	1,080円/t	60円/t
N	上記以外の施設(ゴミくずの破砕、切断、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くずの中間処理など)	_	450円/t	730円/t	990円/t	_	50円/t
0	薬剤の固化	_	600円/t				
Р	たい肥化	_	800円/t				

保険料算出の基礎となる容量は許可証記載の処分容量とします。

ただし、<mark>複数回に分割して施設を使用している場合については実際に使用している容量を基礎とすることができます。</mark>(この場合、法律第15条に基づいて都道府県知事または政令市長から交付される設置許可証をご提出ください。) Dプランの保険料はCプランの最終保険料から10%の割増を適用して計算ください。

*移動式処理施設の保険料に関してはAからCまでのそれぞれのプラン保険料に割増保険料を加算して計算ください。

(注)設置許可有りの施設について

処分業許可証とは別物です。上記保険料表の施設(A~P) ごとに処理容量の基準があり(産業廃棄物処理法15条施行令7条に基づくもの)、基準以上の施設に対し取得が義務づけられている許可証です。

適用の際には「産業廃棄物処理施設設置許可証」または「産業廃棄物処分業許可証」に記載の施設ごとの許可番号が必要となります。

基準未満の施設については、処分業許可証にて容量を確認してください。

m とtの換算を行う際は

下記「産業廃棄物の種類およびたい積(立方メートル)から重量(トン)への換算例(参考値)」をご利用ください。

- がからtへ変更する場合→ m × 換算係数 = t
- ② t から m へ変更する場合→ t ÷ 換算係数 = m

【産業廃棄物の種類およびたい積(立方メートル)から重量(トン)への換算例(参考値)】

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、または解体した獣畜および食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)および陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃アスベストス(石綿)など	0.30

[※]上記、該当されない産業廃棄物の種類については、取扱代理店までお問い合わせください。

Ⅱ. 最終処分場の場合

1. 処分容量が10万㎡までの施設の場合

処分容量が1m。あたりの年間保険料

施設の種類	処理方式		保険料率	
	火炬连刀工	Aプラン	Bプラン	Cプラン
使用中の施設	安定型	1.10円	1.57円	1.99円
	管理型	2.20円	3.13円	3.97円
	しゃ断型	47.00円	66.83円	84.80円

	施設の種類	 処理方式	保険料率			
		处理力式	Aプラン	Bプラン	Cプラン	
	閉鎖された施設	安定型	0.80円	1.14円	1.45円	
		管理型	1.50円	2.13円	2.71円	
		しゃ断型	32.00円	45.50円	57.73円	

保険料の算出例(1円単位四捨五入、10円単位とすること。)

1. 使用中の施設(管理型・容量5万㎡)

①Aプラン 5万(㎡) × 2.20円 = 110,000円 ②Bプラン 5万(㎡) × 3.13円 = 156,500円

2. 閉鎖された施設(安定型・容量7.5万㎡)

①Aプラン 7.5万(㎡) × 0.80円 = 60,000円 ②Bプラン 7.5万(㎡) × 1.14円 = 85,500円

Dプランの保険料はCプランの最終保険料から10%の割増を適用して計算ください。

2. 処分容量が10万㎡を超える施設の場合

処分容量が10万㎡を超える施設(閉鎖された施設を含みます。)の場合、10万㎡を超える部分について上記に該当する保険料率に下記の係数を乗じて計算を行います。

10万㎡を超え、50万㎡までの部分	0.6
50万㎡を超え、100万㎡までの部分	0.1
100万㎡を超える部分	0.05

保険料の算出例(1円単位四捨五入、10円単位とすること。)

使用中の施設(管理型・容量70万㎡) (閉鎖された施設を含みます。)

①Aプランの場合

10万㎡まで: 10万(㎡) × 2.20= 220,000円10万㎡超50万㎡まで: 40万(㎡) × 2.20 × 0.6= 528,000円50万㎡超70万㎡まで: 20万(㎡) × 2.20 × 0.1= 44,000円

合計 792,000円

②Bプランの場合

10万㎡まで : $10万(㎡) \times 3.13$ = 313,000円 10万㎡超50万㎡まで : $40万(㎡) \times 3.13 \times 0.6$ = 751,200円 50万㎡超70万㎡まで : $20万(㎡) \times 3.13 \times 0.1$ = 62,600円

合計 1,126,800円

Ⅲ. 収集・運搬を行う場合(中間処理施設または最終処分場保有企業)

収集・運搬に使用する車1台につき

11.800円

※ご使用されている台数および車台番号は、加入依頼書にご申告いただきます。

Ⅳ. 収集・運搬のみを行う場合

収集・運搬に使用する車1台につき

18,000円

※ご使用されている台数および車台番号は、加入依頼書にご申告いただきます。

最低保険料

保険料の計算結果が次の金額を下回る場合は次の金額が保険料となります。

中間処理施設の場合 1,000円 最終処分場の場合 2,000円

中途でのご加入・脱退

中途でのご加入・脱退の場合、保険終期までの保険料をお払い込みいただくか、返れいします。

- ※このご案内文書は産業廃棄物処理業者賠償責任保険(賠償責任保険普通約款に賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、生産物特約条項等各種特約をセットしたものです。)の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ※ご申告の施設の種類、処分容量、産業廃棄物の種類、1日あたりの処理能力が事実に反していた場合、保険契約を解除し、保険 金をお支払いすることができない場合がありますので、ご注意ください。
- ※保険金のお支払方法等重要な事項は、「全国産業資源循環連合会団体制度保険のあらまし」に記載されていますので、必ず ご参照ください。

ご加入手続および保険料のお払込み

1. ご加入手続

①2023年4月1日からご加入いただく場合

別紙加入依頼書にご記入・ご捺印、保険料の振込日時・金額が確認できる振込依頼書(コピー)を同封、産業廃棄物処分業許可証 (コピー)を添付(必須)のうえ、2023年3月10日(金)までにP13記載の加入依頼書送付先宛にお送りください。

②中途で各月の1日からご加入いただく場合

別紙加入依頼書にご記入・ご捺印、保険料の振込日時・金額が確認できる振込依頼書(コピー)を添付のうえ、加入希望月の前月25日必着でP13記載の加入依頼書送付先宛にお送りください。

※①、②ともご加入にあたり、産業廃棄物処分許可証(コピー)の提出が必須となります。

2. 保険料のお払込み

①2023年4月1日からご加入いただく場合

加入依頼書記載の合計保険料を2023年3月10日(金)までに着金するようにP13記載の保険料振込口座に電信扱(または文書扱) でお振り込みください。

②中途で各月の1日からご加入いただく場合

加入依頼書記載の合計保険料を加入希望月の前月25日までにP13記載の保険料振込口座に着金するようにお振り込みください。

※振込手数料は加入者さまご負担となります。

ご加入時における注意事項(告知事項)

ご加入時には、告知事項について事実を正確にお申し出ください。加入依頼人(記名被保険者)の皆さまには、告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。なお、この保険の告知事項は「加入依頼書の記載事項」となります。施設所在地や施設の処理能力(保険料算出の基礎数値)については、誤りがないよう特にご注意ください。告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

保険料払込期日

●1年間加入の場合 2023年3月10日(金)(着金)

●中途より加入の場合 加入希望月の前月25日(着金)

※保険料を上記の期日までにお振り込み(着金)いただけない場合は、加入月が1か月遅れる結果、継続契約の場合は最初に加入された日への遡及規定は適用できなくなりますのでご注意願います。

加入依頼書送付先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心4-15Mioxフジコー603

株式会社 日興ライフデザイン

TEL: 048-859-8022 FAX: 048-859-8023

保険料振込口座

みずほ銀行・町村会館出張所(支店コード013) 普通預金口座番号(1082835)

名義 公益社団法人 全国産業資源循環連合会保険口座

加入証について

2023年4月1日加入のお客さまにつきましては、ご契約件数が多いため**2023年6月下旬以降のお届け**となります。中途加入のお客さまにつきましては、加入月の翌月中旬頃にお届けいたします。 何卒ご了承くださるようお願い申し上げます。

収集・運搬に使用する車両に変更が発生した場合

収集・運搬に使用する車両に増車・減車・車両入替が発生した場合、取扱代理店または損保ジャパンへご連絡ください。 増車・減車の場合、保険終期までの保険料をお払込みいただくか、返れいします。

本保険連絡窓口

本保険につき、ご質問のある方は下記までお問い合わせください。

取扱幹事代理店:株式会社 日興ライフデザイン(山本・田村)

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心4-15Mioxフジコー603

TEL 048-859-8022 FAX 048-859-8023 受付時間:平日の午前9時から午後5時まで (土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社 埼玉中央支店さいたま中央支社

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1 (損保ジャパン大宮第二ビル6F)

TEL 048-648-6021 FAX 048-658-6525 受付時間:平日の午前9時から午後5時まで (土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

全国産業資源循環連合会団体制度 施設管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

- この保険では、産業廃棄物処理施設の所有者や管理者が、 ①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、 ②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に 関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の 損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被 る損害に対して、保険金をお支払いします。
- 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。
- ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その 権利の保全または行使に必要な手続をするために支出 した費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した 費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に 関する費用

※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にか ぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用

- ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生 および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが 判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めた ことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急また はやむをえない処置のため支出した費用
- ⑦対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金 または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に 臨時に必要とした費用を補償します。

支払限度額					
被害者1名	対 1 目無弗田	死亡の場合	10万円		
(法人の場合は 1法人)	対人見舞費用	死亡以外の場合	2万円		
	対物臨時費用	_	2万円		
保険期間中		1, 000万円			

- ⑧上記①~⑥の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。支払限度額保険期間中1,000万円
- ⑨偶然な事故により第三者の身体の障害が発生し、被保険者が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害を補償します。

支払限度額 被害者1名につき50万円 保険期間中1,000万円

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、 損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、 加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を

なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を 超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支 払いします。

*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- 4)専門職業危険
- ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、 身体の美容または整形に起因する賠償責任
- ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋 調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職 業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物 に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物(ただし昇降機に積載した他人の財物を除きます。)をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など

【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家 事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊 に起因する賠償責任
- ④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外 にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起 因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

保険金をお支払いできない主な場合(続き)

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【追加条項の免責事由(公益社団法人全国産業資源循環連合会追加条項の場合)】

- (1)保険契約締結の当時、保険契約者または記名被保険者が、保険期間中に第1条(損害賠償請求ベース)の損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由が発生していることを知っていた場合(注1)は、損保ジャパンは、その損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)損保ジャパンは、昇降機の所有、使用または管理について、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって 被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任。ただし、請負業者特約条項がセットされている場合は、損保ジャパンは、この規定を適用しません。
- (3)損保ジャパンは、普通約款ならびにこの保険契約にセットする特約条項および他の追加条項にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩に掲げる事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 地盤沈下
- ② 河川、湖沼等を汚染した場合における漁業権侵害
- ③ 悪臭の発生、鼠(ねずみ)類または害虫の発生
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の3(改善命令)の改善命令または第19条の4(措置命令)の措置命令違反
- ⑤ 被保険者の故意または重大な過失による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)またはそれに関連する令、施行規則、基準もしくは命令への違反(注2)
- ⑥ 産業廃棄物処理施設が管理型最終処分場である場合に、施設埋立処分終了届出後、被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転 (注3)
- ⑦ 石綿の処理
- ⑧ 医療系廃棄物の処理
- ⑨ 土壌または水を汚染した場合における土地の改良費用または水の清掃費用(注4)
- ⑩ 記名被保険者が所有、使用または管理する加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故(注5) ただし、請負特約に加入している記名被保険者が行う産業廃棄物収容業務を除きます。
- (注1)知っていた場合
- 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注2)違反
- ただし、記名被保険者の使用人については、それによってその者が被る損害にかぎります。
- (注3)被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転
- ただし、記名被保険者以外の被保険者について保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- (注4)土地の改良費用または水の清掃費用
- ただし、土壌または水の汚染が、不測かつ突発的な事故により生じた場合は、この規定を適用しません。
- (注5)加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故
- この場合においては、施設特約第2条(保険金を支払わない場合)②(注2)の規定は適用しません。

全国産業資源循環連合会団体制度 生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、産業廃棄物処理を行う事業者が、施設および 業務遂行の仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の 身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を 負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。
- ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その 権利の保全または行使に必要な手続をするために支出し た費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した 費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に 関する費用
 - ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用 にかぎります。
- ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生 および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが 判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めた ことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急または やむをえない処置のため支出した費用
- ⑦対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金 または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に 臨時に必要とした費用を補償します。

支払限度額				
被害者1名 (法人の場合は 1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円	
	对人兄舜箕用	死亡以外の場合	2万円	
	対物臨時費用	_	2万円	
保険期間中		1, 000万円		

⑧上記①~⑥の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

支払限度額 保険期間中1,000万円

⑨偶然な事故により第三者の身体の障害が発生し、被保険者が 医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害 を補償します。

支払限度額 被害者1名につき50万円 保険期間中1,000万円

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

- *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
- *事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の 地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をい います。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、そ の約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険
- ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、 身体の美容または整形に起因する賠償責任
- ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋 調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職 業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物 に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物(ただし昇降機に積載した他人の財物を除きます。)をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など

【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体よる賠償責任を含みます。)
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄 した結果に起因する賠償責任

保険金をお支払いできない主な場合(続き)

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには 保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【追加条項の免責事由(公益社団法人全国産業資源循環連合会追加条項の場合)】

- (1)保険契約締結の当時、保険契約者または記名被保険者が、保険期間中に第1条(損害賠償請求ベース)の損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由が発生していることを知っていた場合(注1)は、損保ジャパンは、その損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)損保ジャパンは、昇降機の所有、使用または管理について、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任。ただし、請負業者特約条項がセットされている場合は、損保ジャパンは、この規定を 適用しません。
- (3)損保ジャパンは、普通約款ならびにこの保険契約にセットする特約条項および他の追加条項にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩に掲げる事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 地盤沈下
- ② 河川、湖沼等を汚染した場合における漁業権侵害
- ③ 悪臭の発生、鼠(ねずみ)類または害虫の発生
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の3(改善命令)の改善命令または第19条の4(措置命令)の措置命令違反
- ⑤ 被保険者の故意または重大な過失による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)またはそれに関連する令、施行規則、基準もしくは命令への違反(注2)
- ⑥ 産業廃棄物処理施設が管理型最終処分場である場合に、施設埋立処分終了届出後、被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転 (注3)
- ⑦ 石綿の処理
- ⑧ 医療系廃棄物の処理
- ⑨ 土壌または水を汚染した場合における土地の改良費用または水の清掃費用(注4)
- ⑩ 記名被保険者が所有、使用または管理する加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故(注5) ただし、請負特約に加入している記名被保険者が行う産業廃棄物収容業務を除きます。
- (注1)知っていた場合
- 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注2)違反
- ただし、記名被保険者の使用人については、それによってその者が被る損害にかぎります。
- (注3)被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転
- ただし、記名被保険者以外の被保険者について保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- (注4)土地の改良費用または水の清掃費用
- ただし、土壌または水の汚染が、不測かつ突発的な事故により生じた場合は、この規定を適用しません。
- (注5)加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故
- この場合においては、施設特約第2条(保険金を支払わない場合)②(注2)の規定は適用しません。

全国産業資源循環連合会団体制度、請負業者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、各種工事・作業の事業者が、①産業廃棄物の回収中の事故②産業廃棄物の回収を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

- ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その 権利の保全または行使に必要な手続をするために支出し た費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために 支出した 費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に 関する費用
 - ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用に かぎります。
- ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生 および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが 判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努め たことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急 またはやむをえない処置のため支出した費用
- ⑦対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に 臨時に必要とした費用を補償します。

支払限度額					
被害者1名	対人見舞費用	死亡の場合	10万円		
(法人の場合は		死亡以外の場合	2万円		
1法人)	対物臨時費用	-	2万円		
保険期間中		1, 000万円			

- ⑧上記①~⑥の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。支払限度額保険期間中1,000万円
- ⑨偶然な事故により第三者の身体の障害が発生し、被保 険者が医療費用および葬祭費用を実際に支出することに より被る損害を補償します。
 - 支払限度額 被害者1名につき50万円 保険期間中1,000万円

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。

なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険 金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割 合によりお支払いします。

*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の 地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をい います。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、そ の約定によって加重された賠償責任

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- 4)専門職業危険
- ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、 身体の美容または整形に起因する賠償責任
- ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋 調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的 職業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物 に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物(ただし昇降機に積載した他人の財物を除きます)をいいます。)
- ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など

【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】

- ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に 起因する賠償責任
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、 その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減
- ②施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の 損壊に起因する賠償責任
- ③航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ④仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2)
 - (注1)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。
 - (注2)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または 遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人

保険金をお支払いできない主な場合(続き)

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには 保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【追加条項の免責事由(公益社団法人全国産業資源循環連合会追加条項の場合)】

- (1)保険契約締結の当時、保険契約者または記名被保険者が、保険期間中に第1条(損害賠償請求ベース)の損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由が発生していることを知っていた場合(注1)は、損保ジャパンは、その損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)損保ジャパンは、昇降機の所有、使用または管理について、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。 ただし、記名被保険者以外の被保険者について、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任。ただし、請負業者特約条項がセットされている場合は、損保ジャパンは、この規定を 適用しません。
- (3)損保ジャパンは、普通約款ならびにこの保険契約にセットする特約条項および他の追加条項にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑩に掲げる事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 地盤沈下
- ② 河川、湖沼等を汚染した場合における漁業権侵害
- ③ 悪臭の発生、鼠(ねずみ)類または害虫の発生
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の3(改善命令)の改善命令または第19条の4(措置命令)の措置命令違反
- ⑤ 被保険者の故意または重大な過失による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)またはそれに関連する令、施行規則、基準もしくは命令への違反(注2)
- ⑥ 産業廃棄物処理施設が管理型最終処分場である場合に、施設埋立処分終了届出後、被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転 (注3)
- ⑦ 石綿の処理
- ⑧ 医療系廃棄物の処理
- ⑨ 土壌または水を汚染した場合における土地の改良費用または水の清掃費用(注4)
- ⑩ 記名被保険者が所有、使用または管理する加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故(注5) ただし、請負特約に加入している記名被保険者が行う産業廃棄物収容業務を除きます。
- (注1)知っていた場合
- 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注2)違反
- ただし、記名被保険者の使用人については、それによってその者が被る損害にかぎります。
- (注3)被保険者の故意または重大な過失による水処理装置の運転
- ただし、記名被保険者以外の被保険者について保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- (注4)土地の改良費用または水の清掃費用
- ただし、土壌または水の汚染が、不測かつ突発的な事故により生じた場合は、この規定を適用しません。
- (注5)加入証記載の産業廃棄物処理施設外において行う産業廃棄物収容業務に起因する事故
- この場合においては、施設特約第2条(保険金を支払わない場合)②(注2)の規定は適用しません。

ご注意

【共通】

- ●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって 構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取 扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- ●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- ●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- ●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損 保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償し
- ●保険料算出の基礎となる処理施設分類、1日あたりの処理容量等の、お客 さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記 載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合 は、必ず訂正や変更をお願いします。
- ●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記 名捺印ください。
- ●加入証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から2か 月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わ
- ●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。 個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さ まの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- ●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財 産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき 契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返 れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあり ます。
- ●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営 破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)ま たはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に かぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、 保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した 事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の 保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負 担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知 上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保 ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について 営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。 なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を 申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込み の撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフ のお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約 ④保険金請求権等が担保として第 ②営業または事業のためのご契約 三者に譲渡されたご契約 ③法人または社団・財団等が締結した ご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまで お問い合わせください。

- ●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し 出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険 料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは 取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時 (※)に終わります。
 - (※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載 されている場合にはその時刻となります。
- ●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等に てご確認ください。
- ●この保険の最低保険料(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご 契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式で ご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をい います。

- ●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする<u>確定保険料方式</u>のご契 約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等に より算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出 の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告 をいただきますようお願いします。
- の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したが いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきまし ては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 〇保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために 取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、 契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められ る範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト

(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知 事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告 知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて (特に施設所在地や施設の処理能力については誤りがないようご注意ください。)

(2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
- (追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- 2業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた 事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算 出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項(生産物賠 償責任保険)

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に 該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、 ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
- <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- <3>損害賠償の請求の内容
- 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 7. 上記の1. ~6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- ●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- ●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等	
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者など からの原因調査報告書 等	
3	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害 の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、 売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等	
4	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等	
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等	
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等	

万一事故にあわれたら(つづき)

- ●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を 要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- ●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合があります のでご注意ください。
- ●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- ●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につき ましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、

下記事故サポートセンターへご連絡ください。

0120-727-110

<受付時間>

【窓口:事故サポートセンター】

平日/午後5時~翌日午前9時 土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を 締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

「ナビダイヤル」 0570-022808 < 通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分~午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。 必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なってい たり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン までお問い合わせください。
- ●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 埼玉中央支店 さいたま中央支社

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1

損保ジャパン大宮第二ビル6F

TEL 048-648-6021 : FAX 048-658-6525 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

幹事取扱代理店

株式会社日興ライフデザイン 担当:山本・田村 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心4-15Mioxフジコー603 TEL 048-859-8022 : FAX 048-859-8023 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)